

令和2年

第3回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和2年6月1日招集

本日、ここに、令和2年第3回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症について、申し上げます。

政府は、5月14日に特定警戒県である石川県を含む39県の緊急事態宣言を解除して以降、段階的に解除を実施し、5月25日には全都道府県での緊急事態宣言を解除しました。

全国的に新たな感染者数や重症者数が減少傾向にあることや医療提供体制の逼迫状況の改善などから総合的に判断されたものであります。

また、石川県でも、新型コロナウイルス特別措置法に基づく休業要請について、段階的に解除してきたところであります。

本市におきましても、国や石川県の決定を踏まえ、感染防止対策を徹底したうえで、順次市施設の開館を実施してまいりました。

市内小中学校につきましては、5月20日から分散登校、5月25日からは短縮授業を行っておりましたが、本日から感染防止対策を取りながら通常どおりの授業を開始したところであります。

緊急事態宣言、休業要請は解除されましたが、感染の再拡大が懸念されており、市民の皆様には密閉・密集・密接が同時に重なる場の回避や不要不急の外出の自粛など、これまでと同様に感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、国の専門家会議の提言による新しい生活様式を日常生活

に取り入れながら、感染予防を心掛けていただくよう重ねてお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域経済対策について、であります。

現在、観光・宿泊業や飲食サービス業などをはじめ、様々な業種において売り上げや受注の減少、資金繰りの悪化などが拡大し、広く市民生活にも影響が及んでいると認識しております。

県の休業要請が解除されたところでありますが、先行きが不透明な中、引き続き多くの事業所において経営に影響が及ぶことが予想されます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により苦境に立たされている事業者の方々への支援として、第2弾の羽咋市版持続化給付金支給事業や市内の消費喚起を図るためのプレミアム付商品券発行事業の予算計上を行いました。

市民の皆様の生活を守り、地域経済を支える事業者の方々への支援を、スピーディーかつ継続的に実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する各種対策事業について、ご報告いたします。

はじめに、特別定額給付金事業について、であります。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、国民1人あたり10万円を支給する特別定額給付金事業であります。本市では、5月

12日に全世帯へ申請書類を発送すると同時に、オンライン申請も開始し、5月19日から順次振込み手続きを進めてまいりました。

6月1日現在で、給付対象者21,162人中、19,765人分、93.4パーセントの支給を実施しており、今後は申請をされていない方への周知などを行ってまいりたいと考えております。

また、全世帯へのマスク配布事業につきましては、5月29日から各公民館などにおいて実施しているところであります。

次に、子育て世帯への支援事業について、であります。

高校生以下1人あたり2万円の地域商品券支給やひとり親世帯1世帯あたり5万円の支援金支給につきましては、5月中に完了いたしております。

また、児童手当を受給している世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、6月12日の児童手当支給日にあわせて支給を予定しております。

次に、地域包括ケアの推進について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防のために自宅で過ごす時間が長くなり、特に高齢者の筋力の低下が懸念されております。

本市では、子どもから高齢者まで気軽に取り組める「羽咋はつらつ体操」を4月16日から市のホームページや能越ケーブルネットにおいて放映しており、自宅にしながらできる運動として推奨しております。

また、高齢者の閉じこもりが懸念されるなかでも、地域の見守り活動などを行っている方々が、電話による声掛けや少人数での散歩の呼び掛けを行うなど、それぞれの地域において対応していただいております。

今後も、必要な支援活動を地域の方々と一緒に考え、地域で支えあうまちづくりに取り組んでまいります。

次に、小中学校におけるICTを活用した教育の推進について、申し上げます。

再び臨時休業となる事態に備え、全ての子供たちに学びを保障するために、ICT環境の早急な整備が求められています。

先般、国の補正予算により、文部科学省が昨年末に打ち出した「GIGAスクール構想」について前倒しで支援措置がなされました。

本市におきましても、児童生徒に1人1台のパソコン端末および各学校に高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教育の質を高めるとともにオンラインによる家庭学習を支援できるよう、ICT教育を推進してまいります。

今後も、教育環境の充実を図りながら、児童生徒が主体的に学

習に取り組み、課題を解決するための思考力、判断力、創造力の育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、羽咋駅周辺整備について、申し上げます。

本年度は、去る3月に策定した羽咋駅周辺整備基本計画を基に、全ての世代が集える交流機能、都市防災などの広場機能および商業機能を備えた駅周辺賑わい交流拠点施設の整備を進めてまいります。

また、都市計画道路川原町線の整備と二級河川長者川の改修につきましても、具体的な取り組みを進めてまいります。

交流拠点施設の整備につきましては、旧マルシェ建物の解体工事を今年度末の完了を目途に実施してまいります。

また、交流拠点施設につきましては、市民の方々のご意見などを踏まえながら幅広い市場調査を実施し、本市にとってより効率的な事業手法や整備内容を決定してまいりたいと考えております。

川原町線につきましては、現在、基本設計に着手しており、沿道利用も含めた概略がまとまりしだい、地権者や地元町会に素案をお示しし、協議を進めてまいります。

長者川の改修につきましては、賑わい交流拠点施設や川原町線の事業との調整も含め、引き続き、事業主体であります石川県と協議を進めてまいります。

本事業は、本市のまちづくりに大きな役割を果たす最重要施策であることから、今後も関係機関と連携し、積極的に事業を進め

てまいります。

次に、豚熱対策について、申し上げます。

野生イノシシのウイルス感染につきましては、現在本市での確認はされておりませんが、5月19日に宝達志水町において確認されております。

防疫対策の徹底を図るため、石川県を主体として、県下全域で野生イノシシを捕獲し、ウイルス感染の調査を行うとともに、経口ワクチンの野外散布を実施するなど対策強化が行われているところであります。

本市としましては、石川県と連携し、感染拡大の防止対策を実施するとともに、感染周辺区域からの獣肉を持ち込まないなどジビエ施設の安全確保に努めているところであります。

野生イノシシの捕獲につきましては、獣害対策や感染対策に繋がることから、引き続き支援を行うとともに、今後のジビエ事業につきましては、解体技術の向上や新たな商品開発などの研究に取り組んでまいります。

次に、水防計画について、申し上げます。

今年度の水防計画につきましては、羽咋市水防会議において承認いただいております。関係機関および地域住民と連携し、水防対策に万全を期してまいります。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案 2 件、議案 5 件、報告 4 件の合計 11 件であります。

議案第 38 号 令和 2 年度羽咋市一般会計補正予算第 4 号について、ご説明いたします。

今回の補正のうち、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急地域経済支援事業として、第 2 弾の羽咋市版持続化給付金支給事業や、羽咋市商業協同組合が導入している UFO カードへのポイント付加拡充への助成を行うものであります。

また、プレミアム率 20 パーセントの地域商品券を発行し、消費喚起を行うことで市内事業者の方々への支援を図ってまいります。

そのほか、道路改良等に伴う増額補正や、小、中学校でのパソコン端末の配備や校内 LAN 整備による増額補正などであります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金の追加をはじめ、各種事業の増額に伴う国庫支出金、県支出金等の増額を計上いたしました。

また、不足分は財政調整基金からの繰入金により、収支の均衡を図った次第であります。

これにより、歳入歳出それぞれ 3 億 8,357 万 3 千円を追加

し、予算総額を137億4,007万3千円に定めようとするものであります。

議案第39号 令和2年度羽咋市国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、国民健康保険加入者で罹患した被用者が給与等の支払いを受けられない場合に、傷病手当金を支給するための追加補正であり、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を23億7,700万円に定めようとするものであります。

議案第40号 羽咋市税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症による納税者への影響緩和に向けた地方税法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、徴収猶予の特例の整備、事業用固定資産税の軽減、軽自動車税環境性能割軽減措置期間の延長などであります。

議案第41号 羽咋市手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、個人番号の通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止する

ものであります。

議案第42号 羽咋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給について、申請受付を本市の事務に追加するものであります。

議案第43号 羽咋市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に対応して、国民健康保険加入者で罹患した被用者が給与等の支払いを受けられない場合に、傷病手当金を支給するよう改正するものであります。

議案第44号 工事請負契約の締結につきましては、去る5月20日に入札を行ったマルシェ跡地解体工事の予定価格が1億5,000万円以上でありましたので、地方自治法および議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。

報告第13号 令和2年度羽咋市一般会計補正予算第3号の専

決処分の報告につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴うさらなる支援策として、ひとり親世帯に1世帯あたり5万円の支給を行い、当該世帯の生活を支えようとするものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ550万円を追加し、予算総額を133億5,650万円に定めたものであります。

報告第14号 令和元年度羽咋市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和元年度予算の一部を令和2年度に繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

報告第15号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋市土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものであります。

報告第16号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋まちづくり株式会社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を終わります。

詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会において、ご説明いたしたいと存じます。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。